# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 15 | 介護保険に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | |

## 評価実施機関名

福井県越前市長

## 公表日

令和6年12月6日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | 越前市は、介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>①被保険者の資格管理に関する事務<br>被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得及び死亡・転出等による資格の喪失などを管理し、被保険者に対して被保険者証等を交付する。<br>②保険料の賦課・徴収に関する事務<br>被保険者等の所得に応じて保険料を賦課し、その徴収を行う。<br>③要介護（要支援）認定等に関する事務<br>被保険者等の申請に基づき、認定調査を実施し、要介護・要支援状態等を認定する。<br>④保険給付に関する事務<br>介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。 |
| ③システムの名称 | 1. 介護保険システム、2. 宛名システム、3. 番号連携サーバー、4. 中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 介護保険特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一 68の項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （情報提供の根拠）<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項に基づく主務省令第2条の表<br>(2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,115,116,125,128,132,137,144,145の項)<br><br>（情報照会の根拠）<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（113,132の項） | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 越前市市民福祉部長寿福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 長寿福祉課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 |
|---|

| | |
|---|---|
| 請求先 | 越前市総務部人事・法制課<br>福井県越前市府中一丁目13－7<br>0778-22-3013 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 越前市市民福祉部長寿福祉課<br>福井県越前市府中一丁目１３－７<br>0778-22-3715 |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | **[　　]適用した** |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和6年6月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和6年6月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ○ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ○ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| | 判断の根拠 | ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や管理、複数人での確認を行っている。<br>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。<br><br>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、毎年マイナンバー制度や情報セキュリティ対策に関する研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年9月14日 | Ⅰ５　②所属長 | 課長　桶谷耕一 | 長寿福祉課長　山崎智子 | 事後 | 人事異動に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 平成28年9月14日 | Ⅱ１．対象人数、３．取扱者数 | 平成27年9月1日時点 | 平成28年9月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 平成29年9月1日 | Ⅱ１．対象人数、３．取扱者数 | 平成28年9月1日時点 | 平成29年9月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 平成30年5月21日 | Ⅰ５　②所属長の役職名 | 長寿福祉課長　山崎智子 | 長寿福祉課長 | 事後 | 様式の改正による変更であり、重要な変更に該当しない、 |
| 平成30年7月2日 | Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数 | 平成29年9月1日時点 | 平成30年7月2日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和1年5月1日 | Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数 | 平成30年7月2日時点 | 令和元年5月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和2年5月1日 | Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数 | 令和元年5月1日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和3年5月1日 | Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数 | 令和元年5月1日時点 | 令和3年6月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和4年8月22日 | Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数 | 令和3年6月1日時点 | 令和4年6月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和5年8月10日 | Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数 | 令和4年6月1日時点 | 令和5年6月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和5年8月10日 | Ⅰ７．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 総務部秘書広報課　0778-22-3428 | 総務部人事・法制課　0778-22-3013 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年8月15日 | Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数 | 令和5年6月1日時点 | 令和6年6月1日時点 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年11月15日 | Ⅳリスク対策　８．人手を介在させる作業、11．もっとも優先度が高いと考えられる対策 | | （項目追加） | 事後 | 様式の改正による変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年11月15日 | Ⅳリスク対策　９．監査 | 自己点検 | 内部監査を追加 | 事後 | 様式の改正による変更であり、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年11月15日 | Ⅰ３法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第一68の項<br>越前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 番号法第9条第1項別表68の項<br>越前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 事後 | 時点日の変更であり、重要な変更に該当しない |